

令和 8 年度 和歌山市稼げる観光コンテンツ創出支援事業補助金 「事業 2 年目の補助」 募集要項

1 補助対象事業者

令和 7 年度採択事業者

2 補助金額

事業費のうち、補助対象経費の実支出額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又ははじめて補助金の交付を受けた年度の補助金の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）のうちいずれか少ない額とする。

3 補助対象経費

別表 1 のとおりとする。

4 事業期間

交付決定日（令和 8 年 5 月中旬（予定））～令和 9 年 2 月 2 8 日（日）

※事業期間は、経費の支払い完了も含めた期間とする。

5 申請方法

(1) 受付期間：令和 8 年 4 月 1 日（水）～同年 4 月 1 3 日（月） 1 7 時【必着】

(2) 申請書類：事業継続支援申出書（交付要綱 別記様式第 1 2 号）

事業計画書（交付要綱 別記様式第 2 号）

収支予算書（交付要綱 別記様式第 3 号）

(3) 提出方法

① 電子メール

・メールアドレス kanko@city.wakayama.lg.jp

② 持参

・提出先 和歌山市 産業交流局 観光国際部 観光課 政策誘客班
(和歌山市七番丁 2 3 番地 和歌山市役所本庁舎 1 0 階)

(4) 留意事項

① 和歌山市稼げる観光コンテンツ創出支援事業補助金（以下、本補助事業という。）の制度改正のため、令和 8 年度以降、本補助金以外の補助金、負担金等の経済的支援を受けている事業は補助対象外とする。国、県等の公募事業に応募する予定などがある場合、必ずその旨を報告してください。

② 成果報告会で審査を実施するため、必ず出席してください。

③ 申請書類の作成及び提出に必要な諸費用は、申請者の負担とする。

6 審査方法

(1) 審査の流れ

① 事前質問

申請書類の内容を確認し、令和8年4月17日（金）までに事業内容に関する事前質問書を送付するため、令和8年4月21日（火）までに質問内容に回答してください。

② 成果報告会

ア 別途指定する日時・会場で実施する成果報告会に出席するものとする。

イ 申請書類、事前質問書への回答内容、令和7年度の実績報告書類及び成果報告会での質疑応答を踏まえ、評価員4名が審査する。また、その審査結果は、文書で通知する。

「事業2年目の補助」については、厳格な審査を実施して、一定の要件を満たす採択事業者に対してのみ補助するものであり、審査の結果によって、「事業2年目の補助」が認められない可能性があることにご留意ください。

（参考）令和7年度「事業2年目の補助」申請件数：2件、承認件数：1件

(2) 審査基準

別表2の審査項目において、次の2つの要件を満たすものとする。

① 各評価員における審査項目の点数が、それぞれ70点以上であること。

② 全評価員における審査項目の総合計点が、1,700点以上であること。

(3) 留意事項

本補助事業での採択事業は、3年間事業を継続することを要件にしているため、審査の結果に関わらず、事業を継続する必要がある。

7 提出書類

(1) 事業2年目の補助

① 事業継続支援申出書（交付要綱 別記様式第12号）

② 事業計画書（交付要綱 別記様式第2号）

③ 収支予算書（交付要綱 別記様式第3号）

(2) 交付申請（「事業2年目の補助」を受ける事業者のみ）

① 交付申請書（和歌山市補助金等交付規則 別記様式第1号）

② 現在事項全部証明書（補助対象事業者が法人の場合に限る。）

③ 住民票（補助対象事業者が個人の場合に限る。）

④ 納税（完納）証明書

※本市が賦課徴収する市税が無いなどで証明書が提出できない場合は、市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書（交付要綱 別記様式第4号）を代わりに提出する。

⑤ 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税に未納の額がないことを証する書類（納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人は納税証明書の様式その3の3、個人は納税証明書の様式その3の2）

⑥ 役員等調書及び照会承諾書（交付要綱 別記様式第6号）

(3) 実績報告（「事業2年目の補助」の補助を受ける事業者のみ）

- ① 実績報告書（和歌山市補助金等交付規則 別記様式第4号）
- ② 事業報告書（交付要綱 別記様式第8号）
- ③ 収支決算書（交付要綱 別記様式第9号）
- ③ 収支に係る証拠書類（領収書、契約書、請求書、支出明細等）の写し
- ④ 領収書等の整理表（交付要綱 別記様式第10号）

(4) 交付請求（概算払を希望していた場合、交付決定後に提出）

- ① 交付請求書（和歌山市補助金等交付規則 別記様式第6号）
- ② 口座振替申出書（登録口座に変更がない場合は提出不用）

(6) 事業実施状況の報告

事業実施状況報告書（交付要綱 別記様式第11号）

※事業2年目（令和8年度）の実施状況は、令和9年4月30日（金）までに報告する。

ただし、「事業2年目の補助」を受ける事業者は、当該年度の報告を省略する。

※事業3年目（令和9年度）の実施状況は、令和10年4月28日（金）までに報告する。

別表 1 (補助対象経費)

区 分	項 目
報酬	事業実施のために臨時的に雇い入れた活動スタッフ等（アルバイトを含む。）の person 費
報償費	講師、専門家、出演者等の派遣に要する謝礼金（ただし、補助対象経費の合計 5 パーセント以内とする。）
需用費	チラシ、ポスター、看板等の作成に要する消耗品費又は印刷製本費
委託料	専門知識、技術等を要する業務を外部に委託した費用
使用料及び賃借料	イベント等の会場等の使用料又は機器等のレンタル料
役務費	通信運搬費、広告料（WEB 広告等に要する経費）、手数料、保険料、翻訳料及び通訳料
備品購入費	耐用年数が 1 年以上で、汎用性がなく事業実施に必要な機器等の購入費
その他	その他事業のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めたもの

上記の表にかかわらず、次のものは補助対象経費としない。

- ①家賃（敷金等を含む。）
- ②土地の取得、造成及び補償に関する経費
- ③補助対象事業者の経常的な運営に関する経費（事務局経費等）
- ④補助対象事業者の構成員に対する謝礼金
- ⑤海外渡航費用
- ⑥火災、地震等の家屋に係る保険料
- ⑦その他事業に直接関係のない経費又は市長が社会通念上適切でないと認めた経費

別表2（審査項目）

審査項目	内容	配点	合計点
①事業内容の整合性	「採択時の事業計画」と「初年度の事業実績・事業2年目の事業計画」の内容が乖離していないか。	100	500
②課題分析の正確性	初年度の事業実績を分析し、「事業の課題点」を適切に把握しているか。	100	
③目標設定の妥当性	「事業改善の目標」が事業の課題点を反映したものであり、その内容が適しているか。	100	
④事業の誘客性	事業改善の目標を達成する具体的な計画があり、市外からの誘客性が高い取組になっているか。	100	
⑤予算の適切性	事業改善の目標を達成する取組に対して、必要な経費を計上し、その内容がふさわしいものか。	100	